

契約締結時交付書面(旬の厳選 10 銘柄)

この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定に基づき契約締結時にお客様へ交付する書面です。

1. 契約年月日 本契約の成立日は、当社（株式会社FP0）が運営する Web サイトのフォームよりお客様がお申込みを行った日とします。お申込日については、当社からお客様の電子メールアドレスへ通知を行います。
2. 契約期間 本契約の契約期間は、購入方法により、以下のとおり異なります。
 - (1) 単号購入：本契約成立の日から3ヶ月間とします。
 - (2) 年4号一括購入：本契約成立の日から1年間とし、利用終了月の27日までに当社 Web サイト上からの解除手続き、又はEメール、電話、FAXのいずれかの方法による意思表示がない場合には、本契約は1年単位で自動更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 分析者／投資判断者 山本 倫生、谷 大岳、藤ノ井 俊樹、君塚 聡子（追加される可能性があります）
4. 助言者 山本 倫生、谷 大岳、藤ノ井 俊樹、君塚 聡子（追加される可能性があります）
5. 助言の内容及び方法 有価証券等の取引に関する投資判断を映像と銘柄レポートもしくはEメールにて随時提供致します。

6. 報酬体系 100,000円（税込110,000円）※年4号一括購入、初めてのお申し込みの場合等、一定の割引を行う場合があります。割引率についてはお申込みページにてご確認ください。

7. 報酬のお支払時期 契約時にクレジットカードによりお支払いいただきます。年4号一括購入の場合は、契約時に初年度分をクレジットカードによりお支払いいただき、それ以降は更新月の27日に当年度分をクレジットカードによる自動引き落としにてお支払いいただきます。

8. 顧客の債権の優先弁済権 お客様は、本契約により生じた債権に関し、営業保証金について他の債権者に優先して弁済を受けることができます。※取引はお客様の自己責任で行うものであり、取引で発生した損失はここで指す債権には該当しません。

9. 契約の解除について

(1) クーリング・オフ期間内の契約解除

契約締結時交付書面を受領された日から起算して10日を経過するまでの間、書面または電磁的記録による意思表示で契約を解除することができます。契約の解除日は、お客様がその書面を発した日またはその記録された電磁的記録媒体を発した日となります。契約解除日までの報酬は不要とし、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。また報酬の前払いがある場合はお客様ご指定の銀行口座へお振込みにてご返金させていただきます。書面の送付先：〒550-0013 大阪府大阪市西区新町二丁目4番2号なにわ筋S I Aビル7F 株式会社FP0

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後は、単号購入の場合は本契約の成立日から3ヶ月間の期間満了を持って終了となります。年4号一括購入の場合は本契約の成立日から1年単位で契約が自動更新され、契約期間途中での解約はできません。契約を終了する場合は、利用終了月の27日まで

に当社 Web サイト上からの解約手続き、又は E メール、電話、FAX のいずれかの方法による意思表示により、契約を更新せず、期間満了をもって終了することができます。

10. 当社に連絡する方法 E メール、電話、FAX にてご連絡いただけます。なお、書面でご連絡をいただく場合は、以下の住所までお送りください。

住所：〒550-0013 大阪府大阪市西区新町二丁目4番2号なにわ筋S I Aビル7F

電話：06-6534-2006（月曜日から金曜日までの10:00~17:00 祝日等を除く）

FAX：06-6534-2007 E メールアドレス：info@fpo.bz

11. 投資顧問契約の概要 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

禁止事項：投資助言・代理業者は、次のことが法律で禁止されています。

1. 顧客を相手方として、又は顧客のために以下の行為を行うこと

①有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

②有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介・取次ぎ又は代理

③次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

④店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

2. 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

3. 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

契約年月日 年 月 日

■契約者

氏名

住所

電話番号

メールアドレス

■金融商品取引業者

商号 株式会社 FPO

住所 〒550-0013 大阪府大阪市西区新町二丁目4番2号なにわ筋S I Aビル7F

TEL 06-6534-2006 FAX 06-6534-2007

当社は、投資助言・代理業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号 近畿財務局長（金商）第300号

（印刷・ご記入の上、保管してください）